

令和7年7月1日開催

令和7年度

第1回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録

いわき市情報公開・個人情報保護審議会

- 1 開催日時 令和7年7月1日（火）
午後1時30分から午後2時35分まで
- 2 開催場所 議会棟1階 第2委員会室
- 3 出席者 いわき市情報公開・個人情報保護審議会委員9名出席

(1) 審議会委員

鵜沼 理人
大和田 洋
金田 晴美
黒田 涼子
佐藤 信一
飯塚 修一
田中 みわ子
中尾 剛
宮下 朋子

(※欠席委員：服部 裕)

(2) 事務局職員

佐竹 望 (総務部長)
大平 賢一 (総務部次長兼総合調整担当)
草野 秀智 (参事兼総務課長)
鈴木 伸政 (総務課主幹兼課長補佐)
小林 佳代子 (総務課主任主査兼文書係長)
吉田 裕史 (総務課文書係主査)

(3) 説明課

情報公開制度の見直しについて（総務課）

4 議事の概要

(1) 会議の開催形式について

条例の定めにより、原則公開とした上で、特に必要があると認めるときは審議会に諮って非公開とできることとなっており、今回の審議が、個別具体のプライバシーに関する事例に触れるおそれがないことから、公開することとした。

(2) 会議録の作成について

議事に直接関係する発言又は説明のみを記録し、委員名を記録しない要点筆記方式で作成することとした。

(3) 前回会議録（案）の承認について

令和6年度第4回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録について、事務局（案）のとおり承認された。

(4) 意見聴取事項の審議について

ア 情報公開制度の見直しについて（説明課：総務課）

【主な意見等】

（資料について質問等）

議長：資料の内容等について、ご質問や確認したい点などあればお願いします。

委員：資料3ページの例の中で、「写しの交付を請求するだけで交付を受けない」という例と、「開示請求するだけで一部しか閲覧しない」という例はどういう状況でしょうか。

説明課：開示請求を受け付けると、担当課で請求内容に関する開示資料を用意し、準備ができたなら、請求者に連絡し開示の日時を調整し決定します。通常は、調整のうえ決定した日時に請求者が開示場所に来て、開示資料の費用を受け取り、開示資料を交付します。

しかし、ここに例示されているような場合、事前に調整し決定した日時に受け取りに来ないようなケースになります。受け取りに来なかった場合、請求者へ連絡して日時の再調整を行うことになりますが、それでも受け取りに来なかったり、合理的な理由なく再調整自体が出来ないことも考えられます。このような状況になった場合、開示資料を用意するための時間や労力が無駄になってしまいますし、状況によっては行政情報の開示以外の意図により行われているものと考えられる場合があります。そのような場合が、この例になります。

もう一つの「一部しか閲覧しない行為を繰り返す」場合ですが、閲覧での開示請求を申請された場合、開示までの準備や手続きは写しの交付の場合と同じですが、例えば請求内容に該当する資料が1,000枚や1万枚などの膨大な量になった場合、担当課での開示資料の準備に要する労力は大変なものになりますが、開示の場に請求者が来てその資料を閲覧したとして、最初の1枚目しか見ずに帰ってしまい、さらに、同じような開示請求を繰り返す場合、これもまた行政情報の開示以外の意図により行われていると判断せざるを得ない状況が考えられます。このような例になります。

委員：全国オンブズマン連絡会議の調査結果資料の部分や、県内他市等の条例抜粋の部分についてですが、この調査結果は2013年となっていますが、県内他市等の条例のこれらの規定が出来たのは、2013年より

前なのか後なのかについてはわかりますか。

説明課：他市の条例の条文は、ホームページから確認することができますが、これらの規定がいつできたのかなど、改正等の時期までは確認できず、情報がございません。

委員：参考３の表で、県内中核市などの条例の第４条（「利用者の責務」又は「適正な請求及び使用」）の抜粋で、いわき市以外の郡山市、福島市、福島県、東京都で一字一句同じになっていますが、どこかに雛型があってそうしたものに倣って規定したのでしょうか。

説明課：他市の条例をを参考にしたり、県などの条例を基に条文を規定した可能性は考えられるかと思います。

委員：個人的に調べた範囲では、条例の制定年度はわかりましたので、例えば、郡山市は平成１３年に全部改正し現在の条例が制定されており、福島県の場合は平成１２年に全部改正されています。

一方で、いわき市の場合は、現在の条例が施行されたのは平成１０年です。当時かなり先進的な検討がなされていたものと思いますが、利用者の責務について、適正な“利用”だけで“請求”の方までは踏み込まなかったのではないかなと思います。

委員：具体的規定の検討に関する部分ですが、いわき市では請求権者を「市民等」から「何人も」と、市民以外の方にも広げていくところで権利濫用事例も他市などでは存在するということですから、そうした事例を基に考えていく、という解釈は難しいでしょうか。いわき市において事例が無い状況では、そこまではできないということであれば、そこは割り切るしかないと思います。

説明課：本市での事例が無くても、できないわけではないと考えております。しかし、「拒否することができる」とまで規定しなくとも、訓示的規定でも対応は可能と考えておりますし、また、どのような請求が権利濫用にあたるのかといった点はガイドラインなどで、委員の皆様の意見をいただきながら整理する、というところが妥当なのではないかと考えております。

また、補足としまして、東京都では平成２９年に請求権者を「都民」から「何人も」と改正しておりますが、第４条については「適正な請求及び使用」の規定で運用されているという例もあります。

委員：ありがとうございます。

（見直しの方向性について）

議長：それでは、権利濫用の防止、不開示情報について、見直しの方向性に関して委員の皆様から意見ををお願いします。

委員：権利濫用防止については訓示的規定を設ける方向でよいかと思います。不開示情報については個人情報保護法との整合性を保つうえで必要

ということであれば、改正が必要だと思います。

委員：権利濫用防止関係については、情報公開制度の成り立ちを踏まえれば、条文上に権利の濫用という表現をストレートに記載することには抵抗を感じますので、今回提示されたような訓示的規定が、妥当なのではないかと思います。運用基準については、ガイドラインや手引きにある程度踏み込んだ内容で整理していいかと思います。

不開示情報について、市町村の中には、条例は条例で、法律に合わせずにやっていくというところもあると思いますが、そこは市町村の判断にゆだねられているところかと思います。

実務的にテクニカルな面もありますので、この方向で詰めていただければと思います。

委員：概ね事務局案の方向で賛同したいと思います。

それと、一市民として見た場合、法律の文言はわかりにくいことが多いですから、今後ガイドラインなど整備する際には、できるだけわかりやすい表現や、具体的な内容などにより整理していただければと思います。

委員：権利濫用防止の関係につきましては、この通りでよいかと思います。不開示情報関係につきましても、事務局案のような形でうまく調整していただければよいかと思います。

委員：権利濫用防止の規定については、案のとおり適正請求及び使用の規定でも、一般法理で対応できるところもありますので、努力規定であっても、請求者の注意を確保するということで加える意味はあるかと思います。

不開示情報については、双方の制度で整合させるということによりよいかと思います。

委員：私も事務局の案のとおりでよいかと思います。

この方向で進めることとして、今後もし対応し難い状況が発生するような場合には、改めて検討するというによりよいかと思います。

委員：権利濫用防止及び不開示情報について、特に異存ございませんので、この方向で進めていただければと思います。

委員：事務局の説明を聞きまして、いわき市の現状からするとこの内容でいいと思います。

不開示情報については、内容的に文言整理程度のように思われますが、他の制度と齟齬があるということであれば、改正していくということで理解いたしました。

委員：私としても、案のような訓示的規定でよいかと思います。どうしてもという場合は他の法律で対応することもできますので、こちらがいいのかなと思います。

不開示情報に関しては、法律の文言に合わせた方向で見直すこととし、
詳細に関しては今後詰めるということだと思います。

議 長：それでは本日の意見のまとめになりますが、権利濫用防止に関しまし
ては事務局案のような方向でよろしいでしょうか。

委員全員：異議なし。

議 長：不開示情報に関しては、法律の文言に合わせていく方向とし、詳細に
関してはこれからということによろしいでしょうか。

委員全員：異議なし。

(審議・意見聴取事項 以上。)

5 その他

特になし

以上閉会